

○菊池市委託業務_____最低制限価格事務取扱要領

平成 23 年 7 月 1 日

告示第 81 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、菊池市が発注する建設工事の入札について過度な低価格による受注を防止するため、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 10 第 2 項及び第 167 条の 13 の規定により、最低制限価格の基準を設定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象業種)

第 2 条 菊池市委託業務_____最低制限価格制度の対象とする業種は、測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務で、競争入札に付する委託業務について適用する。

(対象金額)

第 3 条 対象金額は、予定価格が 50 万円以上の委託業務(以下「対象業務」という。)とする。ただし、市長がこれにより難いと認めるときは、この限りでない。

(基準価格の設定)

第 4 条 対象業務には、最低制限価格の基準となる価格(以下「基準価格」という。)を設けるものとする。

2 対象業務に係る基準価格は、予定価格(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)に 10 分の 7 を乗じて得た額とする。ただし、その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(入札参加者への周知)

第 5 条 市長は、最低制限価格を設けるときは、入札参加者に対し、公告、指名通知等によりその旨を周知するものとする。

(最低制限価格の算定方法)

第 6 条 最低制限価格は、開札の直前に設けるものとし、その額は、基準価格に 1.00000 から 1.01000 までの範囲内において無作為に抽出する係数を乗じて得た額とする。この場合において、その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の係数の抽出は、電子入札案件(菊池市会計規則(平成 18 年規則 32 号)第 2 条第 1 項第 14 号に規定する電子入札案件を言う。以下同じ)にあっては電子入札システム(同条第 13 号に規定する電子入札システムをいう。)により電子入札案件以外の契約案件にあっては開札の場所において電子計算機を用いて行うものとする。

(最低制限価格を下回る価格の入札が行われた場合の措置)

第 7 条 市長は、最低制限価格を下回る価格の入札が行われた場合は、令第 167 条の 10 第 2 項の規定により、当該入札をした者を落札者とし、競争入札に参加する者に対してその旨を明らかにするものとする。

2 前項の場合において、予定価格の制限内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者があるときは、その者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。最低価格入札者の入札価格が最低制限価格以上の場合、当該入札者を落札者とする。ただし、条件付一般競争入札において事後審査を必要としている案件については、落札候補者として事後審査を行い、その要件を満たした場合に落札者とする。

3 前項により、落札候補者が事後審査により失格となった場合は、次順位者の事後審査を行い、要件を満たした場合に落札者とする。

(最低制限価格の公表)

第8条 最低制限価格及び基準価格の公表は、対象業務の競争入札において落札者があるときに限り、行うものとする。

(特例措置)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、前5条及び第2条の規定によらず最低制限価格を設けることができる。

2 市長は、前項に定める最低制限価格を設けようとするときは、予定価格（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）に10分の6を乗じて得た額から10分の8.5を乗じて得た額までの範囲内において定めたものを基準価格とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行し、平成23年7月1日以後に通知（公告）する入札から適用する。

附 則（平成27年告示第24号）

この要領は、平成27年3月5日から施行する。

附 則（平成27年告示第51号）

この要領は、平成27年6月16日から施行し、平成27年6月16日以降に通知（公告）する入札から適用する。

新旧対照表

旧	新
<p style="text-align: center;">○菊池市委託業務<u>変動型</u>最低制限価格 事務取扱要領</p> <p style="text-align: center;">平成 23 年 7 月 1 日 告示第 81 号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この要領は、菊池市が発注する委託業務の入札について過度な低価格による受注を防止するため、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 10 第 2 項及び第 167 条の 13 の規定により、最低制限価格の基準を設定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(対象業種)</p> <p>第 2 条 菊池市<u>変動型</u>最低制限価格制度の対象とする業種は、競争入札に付する委託業務について適用する。</p> <p>(対象金額)</p> <p>第 3 条 対象金額は、予定価格が 50 万円以上の委託業務とする。</p> <p>(算定対象の入札)</p> <p>第 4 条 この要領において、算定対象となる入札は、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 に定める入札参加資格のない者がした入札</p> <p>(2) 菊池市競争契約入札心得(平成 17 年告示第 111 号)第 8 条に該当し、無効とした入札</p> <p>(3) 予定価格を超える金額でした入札</p>	<p style="text-align: center;">○菊池市委託業務_____最低制限価格 事務取扱要領</p> <p style="text-align: center;">平成 23 年 7 月 1 日 告示第 81 号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この要領は、菊池市が発注する建設工事の入札について過度な低価格による受注を防止するため、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 10 第 2 項及び第 167 条の 13 の規定により、最低制限価格の基準を設定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(対象業種)</p> <p>第 2 条 菊池市委託業務_____最低制限価格制度の対象とする業種は、<u>測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務</u>で、競争入札に付する委託業務について適用する。</p> <p>(対象金額)</p> <p>第 3 条 対象金額は、予定価格が 50 万円以上の委託業務(以下「<u>対象業務</u>」という。)とする。<u>ただし、市長がこれにより難しいと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(<u>基準価格の設定</u>)</p> <p>第 4 条 <u>対象業務には、最低制限価格の基準となる価格(以下「<u>基準価格</u>」という。)を設けるものとする。</u></p> <p>2 <u>対象業務に係る基準価格は、予定価格(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)に 10 分の 7 を乗じて得た額とする。ただし、その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u></p>

(4) 予定価格の 10 分の 6 未満の金額でした入札

(最低制限価格の算定方法)

第 5 条 最低制限価格は、予定価格に 10 分の 8.5 を乗じて得た額から予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額までの範囲内で定める。

2 算定対象の入札の数に入札金額の低い方から 10 分の 6 を乗じて得た数（小数点切り上げ）の順位までの入札金額を平均し、当該平均額（小数点切り上げ）に 10 分の 8.5 を乗じた額を最低制限価格（小数点切り上げ）とする。ただし、その割合が予定価格の 10 分の 6 を下回る場合は 10 分の 6 とする。

3 前項により決定した最低制限価格は、その決定後に入札の無効又は落札候補者が事後審査により失格となった場合においても変更はしないものとする。

(落札者の決定)

第 6 条 最低価格入札者の入札価格が最低制限価格以上の場合は、当該入札者を落札者とする。ただし、条件付一般競争入札において事後審査を必要としている案件については、落札候補者として事後審査を行い、その要件を満たした場合に落札者とする。

2 前項により、落札候補者が事後審査により失格となった場合は、次順位者の事後審査を行い、要件を満たした場合に落札者とする。

(入札参加者への周知)

第 5 条 市長は、最低制限価格を設けるときは、入札参加者に対し、公告、指名通知等によりその旨を周知するものとする。

(最低制限価格の算定方法)

第 6 条 最低制限価格は、開札の直前に設けるものとし、その額は、基準価格に 1.00000 から 1.01000 までの範囲内において無作為に抽出する係数を乗じて得た額とする。この場合において、その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の係数の抽出は、電子入札案件（菊池市会計規則（平成 18 年規則 32 号）第 2 条第 1 項第 14 号に規定する電子入札案件を言う。以下同じ）にあつては電子入札システム（同条第 13 号に規定する電子入札システムをいう。）により電子入札案件以外の契約案件にあつては開札の場所において電子計算機を用いて行うものとする。

(最低制限価格を下回る価格の入札が行われた場合の措置)

第 7 条 市長は、最低制限価格を下回る価格の入札が行われた場合は、令第 167 条の 10 第 2 項の規定により、当該入札をした者を落札者とし、競争入札に参加する者に対してその旨を明らかにするものとする。

2 前項の場合において、予定価格の制限内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者がいるときは、その者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。最低価格入札者の入札価格が最低制限価格以上の場合は、当該入札

(特例措置)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、前3条の規定によらず最低制限価格を設けることができる。

2 市長は、前項に定める最低制限価格を設けようとするときは、あらかじめその算定方法等を示さなければならない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行し、平成23年7月1日以後に通知(公告)する入札から適用する。

附 則(平成27年告示第24号)

この要領は、平成27年3月5日から施行する。

者を落札者とする。ただし、条件付一般競争入札において事後審査を必要としている案件については、落札候補者として事後審査を行い、その要件を満たした場合に落札者とする。

3 前項により、落札候補者が事後審査により失格となった場合は、次順位者の事後審査を行い、要件を満たした場合に落札者とする。

(最低制限価格の公表)

第8条 最低制限価格及び基準価格の公表は、対象業務の競争入札において落札者があるときに限り、行うものとする。

(特例措置)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、前5条及び第2条の規定によらず最低制限価格を設けることができる。

2 市長は、前項に定める最低制限価格を設けようとするときは、予定価格(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)に10分の6を乗じて得た額から10分の8.5を乗じて得た額までの範囲内において定めたものを基準価格とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行し、平成23年7月1日以後に通知(公告)する入札から適用する。

附 則(平成27年告示第24号)

この要領は、平成27年3月5日から施行する。

附 則(平成27年告示第51号)

この要領は、平成27年6月16日から施行し、平成27年6月16日以降に通知(公告)する入札から適用する。

